

一条兼良の朱子説受容——『礼記』をめぐる——

田村 航

1 はじめに

『康富記』嘉吉三年（一四四三）十二月八日条には、つぎのような記事が見られる【注1】。

内裏御筈去九月廿三日焼亡時令紛失。仍可被新作之、本様可為如何乎之由、自内裏被尋申向殿中「殿下・前摂政」。

この年の九月、いわゆる禁闕の変で、朝廷は後南朝方の襲撃をこうむり、「内裏殿々悉炎上」のうえ「楽器・名物・和歌以下雑抄・御具足・雑物等悉灰燼」に帰し【注2】、挙句のはてに三種の神器のうち、宝剣ならびに神璽までをも奪い取られる始末であった。あわせて天皇の笏も紛失したらしく、その新調にさいして、この日、関白二条持基と前摂政一条兼良に笏の仕様に關する諮問が下された。持基は「松殿装束御抄二宇治殿御説とて御笏之作様委細被載」と、一方の兼良は次のように答申した。

日本笏作様御所見不慥之間、唐之法「礼記」被注申之歟云々。笏ハ忽也、忽亡（ママ）二備ル儀也、思フコト・行フコト・命スベキコト注スト云ヘリ。

「日本笏作様御所見不慥」はおそらく『看聞日記』同年十二月十三日条の「笏寸法不審之間、関白・前摂政被尋申。不覚悟之由被申」に対応し、笏の寸法が不分明であったため、代わりに「唐之法」すなわち「礼記」の一節をしたためたということであろう。「笏」は「忽」に通じ、忽忘に備えるため、「思フコト」「行フコト」「命スベキコト」を注するもので、公事において笏紙を押すさいの典拠となる一節である。たしかに『礼記』の「玉藻」篇をひもとくと、「将適公所、宿齋戒、居外寝、沐浴、史進象笏、書思・对・命【注3】と見え、「思・对・

命」の「对」が「行フコト」に変わっているとはいえ、ほぼこれを出典と見なしてまちがいはない。ところが、前半の「笏ハ忽也、忽亡二備ル儀也」については、『礼記』の経文に典拠を見いだせず、かろうじて「凡有指画於君前、用笏。造受命於君前、則書於笏。笏畢用也。因飾焉【注4】があげられるか、もしくは鄭注の「思、所思念将以告君者也。对、所以对君者也。命、所受君命者也。書之於笏為失忘也【注5】くらいであろうか。前者では笏にものを書くことしか確認できず、後者では「失忘」と確認できるものの、必ずしも「忽亡」と同一とはいえず、またそれ以前に「笏ハ忽也」は、経文にしろ注疏にしろ『礼記』中には確認できないのである。それでは、この一文は何を出典にしたものののだろうか。『礼記』の経文や注疏にないのにもかかわらず、なぜ同書の一節とされるのだろうか。かかる問題の解明をとおして、一条兼良の有職故実ならびに経学的一端を垣間見たい。

2 「笏ハ忽也」の出典

先の『康富記』の記事とは別の箇所、兼良は「笏ハ忽也」に言及する。

笏ハ忽ナリトテ忽忘二備ル心也。笏紙ヲ押テ今日可奏題目ヲ注付テ持也【注6】。

筆録者は不明だが、文明年間（一四六九〜八七）兼良が晩年におこなった『江次第』談義のときの聞書と考えられ【注7】、現在は『江次第』「桃花御談義」と命名されている。大江匡房の『江次第』は後代にいたるまで公事の規範とされ、公家たちはこぞつてその読解につとめた。この

うち元日宴会で用いられる筭に関して兼良はこう説明したのである。これより以前の永享十一年（一四三九）正月、兼良自身が談義のためにまとめたとおぼしい『江次第鈔』【注8】にも同旨が記され、ここからは出典も特定できそうである。

朱熹曰、(a)筭者、忽也、所以備忽忘也。故手執、眼観、口誦。

於君前有所指画、不敢用手、故以筭指画。今世遂用以為常執之物。

程復心曰、筭則指之、用以記事而已。(b)君前記事、恐事多、須以紙粘筭上記其頭緒。或在君前不可以手指人物、須用筭指之。常只插在腰間、不執在手中。

今案、(a)筭者備忽忘之義也。(b)在君前記事、恐忽忘故、粘紙筭上記其頭緒、今筭紙之意也。但唐礼常插在腰、国制常手執為威儀之則。若手取物、則暫挿於腰、是所其不同也【注9】。

すでに触れた『康富記』の「忽亡二備ル儀也」、「江次第桃花御談義」の「忽忘二備ル心也」がここでも「筭者備忽忘之義也」と記され、なおかつ「今案」とされる。この「今案」については、徳満澄雄氏が数多の用例をかげ、「今案ズル二」ではなく「今ノ案」、すなわち「いま自分が考えるに」ではなく「今日の考え」という意味として、つよい自説意識よりもむしろ先行諸説の集成ととらえる【注10】。右の場合であれば、「今案」の傍線部(a)は朱熹の、同じく傍線部(b)は程復心の説をそれぞれ踏まえたものということになる。前者は朱熹の「所以備忽忘也」を踏まえつつ「筭者備忽忘之義也」と、後者は程復心の「君前記事」「恐事多」「須以紙粘筭上記其頭緒」をそれぞれ「在君前記事」「恐忽忘故」「粘紙筭上記其頭緒」と微妙に書きかえ、朱熹や程復心に裏づけられた兼良の言説という性質をもつ。問題の「筭ハ忽也」は朱熹の言葉そのままで、「今案」として示された「備忽忘之義也」は兼良の言葉であると同時に、「所以備忽忘也」あつてのもののゆえ、この語もいちおう朱熹にもとづくと思はれてさしつかえなからう。したがって「筭ハ忽也、忽亡二備ル儀也」の出所は朱熹に求められるものの、それでは兼良はどこからこの説をとり入れたのか。換言するなら、一体いかなる書物をおして朱子説に接したのか。

一見無関係のようだが、まず「程復心曰」以下を見てみよう。「筭則

指之、用以記事而已」は『四書或問』から【注11】、また「君前記事、恐事多、須以紙粘筭上、記其頭緒。或在君前不可以手指人物、須用筭指之。常只插在腰間、不執在手中」は『朱子語類』からの引用で【注12】、実はすべて朱熹の言葉である。「程復心曰」とする以上、兼良が直接見たのは『四書或問』や『朱子語類』ではなく程復心の著作で、おそらく『四書章句纂釈』である【注13】。兼良に師事した桃源瑞仙が「程復心ガ章図ナンド、云ガデキタゾ」と述べるところから【注14】、十五世紀における同書の普及が確認でき、当の兼良本人が参看しても何ら不思議はない。先学の指摘のとおり【注15】、兼良が宋朝・元朝の末疏類を通じて朱熹の学説に接した徴証のひとつとなりうるわけだが、冒頭の「朱熹曰」以下はまた若干異なるようである。さしあたり該当するものとして、挙げられるのが『朱子語類』である。

筭者、忽也、所以備忽忘也。(中略)又曰、執薄亦筭之類、本只是為備遺忘。故手執、眼観、口誦。或於君前有所指画、不敢用手、故以筭指画。今世遂用以為常執之物【注16】。

傍線部の「或」を除けば、ほぼ『江次第鈔』と一致し、『康富記』の方もこれにもとづいたかもしれない。しかし同記が「筭ハ忽也、忽亡二備ル儀也」を「唐之法」すなわち「礼記」とする以上、やはり『礼記』との整合性もおもんばからねばなるまい。そこで出典の候補として、もうひとつ挙げられるのが衛湜の『礼記集説』である。

新安朱氏曰、筭者、忽也、所以備忽忘也。漢初有秉筭奏事。又曰、執薄亦筭之類、只是為備遺忘。故手執、眼観、口誦。於君前有所指画、不敢用手、故以筭指画。今世遂用以為常執之物【注17】。

衛湜は宋代理宗期（一二二五〜六四）の儒者で、従来の『礼記』に関する諸注を集成して『礼記集説』をまとめた。右は「玉藻」篇中「將適公所、宿齋戒、居外寝、沐浴、史進象筭、書思・対・命。既服習容観玉声、乃出揖私朝輝如也。登車則有光矣」の注で、傍線部の「或」を除けば『朱子語類』とほぼ同文、『江次第鈔』とは完全に一致する。『康富記』の記述にかんがみれば、あるいは兼良はこちらのほうの朱子説に直接依拠したのかもしれない。『朱子語類』と『礼記集説』、兼良はいずれの書物を参看したのであろうか。この問題をさらに究明するために

は、兼良の他の著作をひもとき、『朱子語類』なり『礼記集説』なりを見た徴証を得る必要がある。

3 一条兼良と『朱子語類』と『礼記集説』

(1) 『朱子語類』依拠の可能性

はたして兼良は『朱子語類』を見たのであろうか。『日本書紀纂疏』には次の一文が載せられる。

宇宙、四方上下曰宇、往古来今曰宙【注18】。

「宇宙」の二字を解き明かした言葉である。これに類するものは、たとえば『朱子語類』の「四方上下曰宇、古往今来曰宙」【注19】や『太平御覽』の「四方上下謂之宇、古往今来謂之宙」【注20】があげられ、右の出典といえなくはない。実際、兼良の『太平御覽』からの引用はつとに先学の指摘するところである【注21】。しかるに『宋史』には右と完全に合致する記述がなされる。

問其父天地何所窮際、父笑而不答。遂深思、至忘寢食。○他日讀古書、至宇宙二字、解者曰、四方上下曰宇、往古来今曰宙、忽大省曰、宇宙内事乃己分内事、己分内事乃宇宙内事【注22】。

陸九淵に関する記述である。『朱子語類』『太平御覽』がともに「宙」を「古往今来」とするのに対して「往古来今」とし、意味上の相違がないとはいえ、字句においては『宋史』のほうが近い。『尺素往来』には『宋史』をふくむ歴代の史書が列挙され、兼良が同書を読んでもおかしくない状況はあった【注23】。なおかつ『尺素往来』に数多の本文を提示した『新札往来』では言及されず、あらためて『尺素往来』で書き出されたところからも、兼良の重視していたことがうかがえよう。これを以て決定的な証拠にこそできぬものの、右の『日本書紀纂疏』の出典はどちらかといえば『宋史』の方がふさわしいかもしれない、かえって『朱子語類』は見なかった可能性もでてくるのではないか。見なかったと断言するのは性急にすぎるが、かといって参看した確たる徴証が得られる

わけでもない。

(2) 『礼記集説』依拠の可能性―その一―

これだけでは何とも判断しかねるので、一方の『礼記集説』についても確認してみよう。先と同じく『日本書紀纂疏』である。

父母和訓曰、加曾伊呂波。加曾猶言数也。曾須音通。人幼時父教之以一百千之数。故礼記曰、教数与方名、是也。伊呂波者、和字四十七字也。人之為母者、以四十七字、始教其子也【注24】。

「父」「母」をそれぞれ和訓で「加曾」「伊呂波」と読み、とくに「加曾」は「数」にも通じるところから、幼子に数を教えるのが父親の役目とされ、その引き合いとして『礼記』の「教数与方名」に言及するのである。たしかに『礼記』『内則』篇には「六年、教之数与方名」と見え【注25】、これが出典のようではある。しかし「教之数与方名」と右の「教数与方名」とでは「之」の有無という微妙な相違が存する。

「教数与方名」と完全に字句が一致する記述としては、まず王応麟『困学紀聞』「六年、教数与方名。数者一至十也。方名漢志所謂五方也」があげられる【注26】。『臥雲日件録拔尤』の「在家仏『困学紀聞』【注27】の覚書は室町時代における同書の普及を示し、同時に記主の瑞溪周鳳と兼良は交渉をもっていたので【注28】、兼良が同書を見た余地は否定しきれない。ついで衛湜『礼記集説』にも同じ記述が確認できる。

藍田呂氏曰、此章備举自幼至老每十年一变之節也。未十年非不学也。能教教以右手、能言教以唯俞。六年、教数与方名。七年、教之男女之别。八年、教之長幼之序。九年、教之数日。然未就外傳、但因事而教之、未足以名之【注29】。

「曲礼」篇上の「人生十年曰幼学、二十曰弱冠、三十曰……」に関する呂大臨の注で、やはり「教数与方名」の字句がそのまま認められる。「故礼記曰」と記す『日本書紀纂疏』との整合性をふまえるなら、『困学紀聞』以上に兼良が直接引用した蓋然性が高からう。

『日本書紀纂疏』中「教数与方名」の出典としては『礼記』『内則』篇がふさわしいようだが、字句の相違に留意すると『困学紀聞』『礼記

集説』も浮上してくる。さらに「故礼記曰」も念頭に入れば、兼良が直接依拠したのは『礼記集説』の方になるのではないか。『困学紀聞』はともかく、兼良が『礼記』『内則』篇に依拠した可能性も否定しきれないため、いまだし他の事例も検討してみよう。

(3) 『礼記集説』依拠の可能性—その二—

同じく『日本書紀纂疏』の記述である。

六合有二義。一云、天地四方之謂六合。二云、孟春与孟秋为一合、仲秋春与仲秋为一合、季春与季秋为一合、孟夏与孟冬为一合、仲夏与仲冬为一合、季夏与季冬为一合、故曰六合【注30】。

「六合」について「天地四方」という方角と、春夏秋冬という時間と二通りの解釈を示したくだりである。前者の典故として、まず『太平御覽』の「纂要曰、天地四方曰六合」があげられる【注31】。同書が依拠した「纂要」には唐代の農書『四時纂要』、宋代の医書『聖濟総録纂要』が該当しそうだ、宋の高似孫『緯略』で「梁元帝纂要曰、天地四方曰六合」【注32】と見え、また『太平御覽』「経史圖書綱目」にも「梁元帝纂要」が列記されるところから「纂要」は『梁元帝纂要』であろう。この書は現在散逸しているようである。兼良が『太平御覽』にもとづいた蓋然性も高いけれども、衛湜『礼記集説』にも類似的記述が確認できる。

嚴陵方氏曰、天地四方謂之六合、以上与下為合、東与西為合、南与北為合故也。以射六合。故以六矢射之、射之則以射人代之而已。六合男子之所有事也。生而必射、以示其有事之志【注33】。

『礼記』『射義』篇「故男子生、桑弧、蓬矢六、以射天地四方。天地四方者、男子之所有事也。故必先有志於其所有事。然後敢用穀也。飯食之謂也」に関する方慤の注である。経文の「天地四方」を「六合」と釈する点では同じだが、「天地四方曰六合」ではなく「天地四方謂之六合」に注目したい。若干の字句の入れ違いが存するとはいえ、むしろ後者のほうが『日本書紀纂疏』の「天地四方之謂六合」に近いのではないか。確証に欠けるくらいこそあれ、すくなくとも兼良の『礼記集説』へ

の依拠は否定しきれないだろう。

(4) 『礼記集説』依拠の可能性—その三—

もう一箇所事例をかかげよう。寛正四年（一四六三）秋に兼良がしたためた『勸修念仏記』である。この年は兼良の俗兄弟雲章一慶・東岳澄昕がたてつづけに没したため【注34】、あるいはかれらの死に際しての著作といえるのかもしれない。

又礼記の文に、父のあだにはともに天をいたゞかずといへり。親のかたきにくゝおもはざらんも、かへりて不孝のとがをまねくなれば、たてほこを枕にし、太刀刀を身にそへて、いかにもうしなはん事をおもへる其ねの心ぐるしさ、身に置所なかるべし【注35】。

「父のあだにはともに天をいたゞかず」は『礼記』『曲礼』篇上の「父之讎、弗与共戴天」【注36】の経文である。つづく「たてほこを枕にし、太刀刀を身にそへて、いかにもうしなはん事をおもへる其ねの心ぐるしさ」も、これに関する諸注にもとづくようである。鄭注は「父者子之天、殺己之天、与共戴天、非孝子也」【注37】と経文に即し、一方孔疏は「檀弓云、父母之仇、寢苦枕干、不仕弗与共天下也」【注38】と『礼記』『檀弓』篇上「子夏問於孔子曰、居父母之仇、如之何。夫子曰、寢苦・枕干・不仕、弗与共天下也」【注39】をふまえる。

「たてほこを枕にし」は、もとをただせば「檀弓」篇の「枕干」に由来する。それでは「太刀刀を身にそへて」「いかにもうしなはん事をおもへる」「其ねの心ぐるしさ」はどうなのだろう。衛湜『礼記集説』をひもとくと、該当しそうな記述が確認できる。まず呂大臨の注に注目したい。

且仲仁人孝子之義、父之讎、報之之意誓、不与讎同生死、所以弗共戴天也。寢苦、不仕、以喪礼自処也。手不捨兵、雖寢不忘故枕戈。雖市朝不避故、不反兵而闘也【注40】。

つづいて方慤の注にも注目したい。

寢苦、則常以喪礼自処。枕干、則常以戎事自防。不仕、則不暇事人

而事事也。弗与共天下、則与不共戴天同義。市朝非戰鬪之処、遇諸市朝、猶不反兵而鬪、則無所往而不執兵矣。由其恩之至重故、報仇之義、如此【注41】。

先に触れた「たてほこを枕にし」はここでも孔疏同様「枕戈」「枕干」と見える。そして「たてほこを枕」にするのは「雖寢不忘」、もしくは「常以戎事自防」ためである。この「常以戎事自防」は「手不捨兵」にも通じ、すなわち「太刀刀を身にそへて」に相当するだろう。市朝など本来鬪うべきでない場所にあつても、仇に遭遇すれば即座にこれを討ち取れるように、いつ、いかなるときでも武器の不携行がないよう求められるのである。これらの説は孔疏の「不反兵而鬪者、身常帶兵」にもとづくものの、孔穎達は「然朝在公門之内、兵器不入公門」と公門内における武器の使用禁止をしめし【注42】、若干の違いが存する。とはいえ「太刀刀を身にそへて」は孔疏の「兵者、亦謂佩刀已上、不必要是矛戟」に近く、こちらのほうに依拠した余地も否定できない。

「いかにもうしなはん事をおもへる」は「以喪礼自処」に相当しように。この言葉はもと『礼記』「曲礼」篇下「大夫士去国、踰竟、為壇位、鄉国而哭」の鄭注「言以喪礼自処也。臣無君、猶無天也。壇位、除地為位也」【注43】に由来し、聘礼などで国外におもむいた大夫・士が国君（諸侯）の死に接したさいは、正式な喪礼に参加できぬゆえ自前におこなうものであつた。呂大臨も方慤も、鄭玄のこの言葉を父母の復讐に適用したのである。父母の仇を討つまでは、それこそ幾星霜かかるか分からず、正式な喪礼の範疇を越える可能性も大いにありうる。本懷を遂げるまでは、たとえ正式のものでなくとも、喪礼を継続するために「いかにもうしなはん事をおもへる」となるのであろう。この発想はすでに鄭玄の「居父母之仇、雖除喪、居処猶若喪也」に現われ【注44】、呂大臨や方慤など宋代の儒者たちの功績は、「曲礼」篇の「以喪礼自処」を「父之讎、弗与共戴天」の解釈にむすびつけたところであろうか。いずれにしろ「いかにもうしなはん事をおもへる」の出典を鄭玄に求めるか、呂大臨・方慤に求めるか、判断はしがたい。いや、むしろ「猶若喪」とかかげる鄭玄のほうが「いかにもうしなはん事」に近いと見るべきか。

さて、最後の「其ねの心ぐるしさ」はどう理解すべきか当惑するものの、あるいは「寝苦」に対応するのもかもしれない。「寝苦」はもと『儀礼』「喪服」篇の「居倚廬、寢苦、枕塊、哭昼夜無時」【注45】の言葉で、先の「檀弓」篇の「寝苦枕干」もこれを意識したと思われる。しかるに「寝苦枕於不仕、弗与共天下也」【注46】のように、この「苦」を「苦」と読み違えた記述もあり、これを念頭に置くと「其ね」というのは「その寝」と解釈しうるのではないか。「其ねの心ぐるしさ」は「寝苦」を「寝苦」と見誤った可能性がないではない。しかも「其ねの心ぐるしさ」は「いかにもうしなはん事をおもへる」ゆえにもたらされるわけで、これは方慤の「寝苦、則常以喪礼自処」とほぼそのまま符合しよう。「檀弓」篇の「寝苦」を方慤が「以喪礼自処」とするのに対して、兼良は「寝苦」のは「以喪礼自処」からだと理解したのだろう。この「寝苦、則常以喪礼自処」は『礼記集説』独自の記述といえ、若干の誤読こそあれ、どうやら『勸修念仏記』はこれをふまえたようである。したがって、これまで検証してきた「たてほこを枕にし」「太刀刀を身にそへて」「いかにもうしなはん事をおもへる」も、鄭注や孔疏よりむしろ『礼記集説』に依拠したとしても不自然ではない。

以上、兼良が『朱子語類』および『礼記集説』に依拠した可能性を検討してきた。傍証ゆえの心もとなさは払拭しがたいが、『朱子語類』に依拠したとは中々断言できず、逆に『礼記集説』のほうは見たと否定しきれぬ、もしくは見たとしか思えぬ箇所が若干存する。『康富記』で『礼記』の一節とする整合性も考慮に入れれば、「笏ハ忽也、忽亡二備ル儀也」は、やはり衛湜『礼記集説』中の朱注をとりいれたものではないか。

4 一条兼良と室町期における『礼記』受容

一条兼良が衛湜『礼記集説』を見ていた可能性がある。このことは一体いかなる意味をもつのだろうか。室町期における儒学史の全体像を見

すえつつ、兼良の位置づけをこころみたい。儒者としての兼良に関しては次のような言葉が残されている。

日本ノ大外記環翠老人清三位、法名常忠ハ、得講書三昧第一等ノ名儒ナリ。前関白一條殿下二次テハ古今無双ノ名儒也。余皆陪其講筵、親聴緒論矣【注47】。

桃源瑞仙の手になる『周易』の抄『百衲襖』の一節である。ここでも兼良、それについて清原業忠が「古今無双ノ名儒」と評価される。兼良は「前摂政殿、当時天下無双御優才・御有職也」【注48】、「禪閣、一天無双之才也」【注49】と生前から学者としての声望が高く、業忠も亡祖父良賢さらには自身の叙従三位を一族ではじめてなしとげ、清原の家格をおしあげた中興の祖というべき人物である【注50】。学業のみならず、公家としても高位にあり、いわば十五世紀を代表するふたりの知識人に桃源は師事した。

蓋貽于後世所不愧者、余之言乃自彊・北禅・玉渚三大老及一條台閣・清家環翠翁之言也【注51】。

『史記抄』の末尾で桃源はみずからの学問の来歴を語る。笠雲等連・瑞溪周鳳・雲章一慶の三大老にくわえ、「古今無双」の儒者ふたりからの言説の継承および伝達によりどこを見いだしていたようである。ことに兼良・業忠の兩人からは『礼記』を学び、この時期の禅僧にはめずらしいことだった。当代随一の儒者たる兼良と、博士家の業忠がそれぞれ『礼記』を極めていたのは当然といえよう。

礼記ニハ葬服・葬事ヲ云タル篇ガ十篇アマリアルゾ。一部ノ中ニ散布シタホド二文公一処ニ集メテ見ヨイ様ニセラレタゾ。礼記ヲ習フ者モ日本ニ此葬礼ガ不入ト云テ凶巻ヲバ抜テ不聞様ナ者ガアルゾ。日本ニ不行レバコソ猶能ク習テカカル礼モアリト可知ケレゾ。或ハ又礼記ヲ読メバ遭葬ナンド、云ゾ。疎学ノ者ノ云コトゾ。蕉了子ハ始十巻ヲバ一條大関ノ講ヲ聞ク、末十巻ヲバ外記環翠ノ講ヲ聞タゾ【注52】。

「葬服」「葬事」をあつかう『礼記』には「遭葬」をもたらす恐れがあるうえ、その喪礼自体、日本と中国に彼我の差があるため、この書を避ける向きがあるかたわら、桃源は兼良・業忠から前半・後半それぞれ

十巻分の講釈を聞いたという。桃源がものした聞書のたぐいは現存しないので、いかなる講釈内容だったのかは明らかにしない。しかし察するところ、古注と新注の折衷、すなわち鄭玄・孔頴達の注疏を基礎として朱子学派の注を加味したとおぼしい【注53】。この当時、『礼記』の新注はもっぱら元代の儒者陳澧の『礼記集説』に依拠していた。

宋朝二至テ周茂叔・二程先生以下晦庵ニ及テ繼絶世性学明。漢・唐諸儒未発之妙集而大成者也。於是朱夫子採先儒之注解。（中略）礼記ハ陳澧ガ力作集説ゾ。陳澧ガ先君ハ師事雙峯先生十有四年、所得於師門講論甚多。中罹煨燼隻字不肖孤僭（心カ）不自量会、萃衍繹而附以臆見之言、名曰礼記集説トシタゾ【注54】。

『史記』の「儒林列伝」に関する注である。儒学史に触れた桃源は朱子学派の中興たるを説き、『周易』はじめ諸經典の新注をしめし、そのうち『礼記』は陳澧の『礼記集説』がかかげられた。同書が『礼記』の新注の典型と見なされたわけで、室町期に普及していたのは確かである【注55】。しかるに、これとは別に衛湜のほうの『礼記集説』が兼良によつて参看され、しかも当代随一の儒者だった影響力を考慮に入れれば、この書の存在もおざりにはできない。

実際、衛湜の『礼記集説』も同時期にいくらか普及していたようである。たとえば『長興宿禰記』文明十九年（一四八七）七月二十日条があげられよう【注56】。文明から長享へと改元するさい、いくつかの年号の候補が求められ、従二位菅原長直は「礼記曰、寛祐（ママ）者仁之作也、温良者仁之本也、礼節者仁之貌也、歌楽者仁之和也」と「礼記」「儒行」篇にもとづき「寛裕」案を提出した。この勘文中「礼節者仁之貌也」で「貌」を「かたち」と読んでいるが、鄭注は何も言及せず、かろうじて孔疏が「礼節者仁之貌也、言礼儀樽節、是仁儒之外貌」【注57】と記すばかりだが、「仁儒之外貌」から「かたち」を引きだすのはむずかしいだろう。ところが『礼記集説』所載の方愨の注には「有所能、則形之於外、故繼之、以仁之貌、形於貌、則必有所飾」【注58】と見え、どうやらこの「形之於外」や「形於貌」から「貌」＝「かたち」を連想したようである。

また時代がくだった十七世紀初頭の事例ではあるが、藤原惺窩にも衛

湜『礼記集説』を読んだ痕跡が『寸鉄録』の一行中に認められる。

介者不拜、為其拜而菱拜。 礼二

軍陣ナドニヨロイタル武者ハ、拜スル礼ヲバヨコナハザルモノナリ。コレ礼ノ法ナリ。無礼ニハナルベカラズ。ソノコ、ロハ、ヨヨソヨロイタル武者ハ、人ヲ服スベキモノ也。人ヲ服スベキモノハ人ニハ服スマジキ義也【注59】。

右の「人ヲ服スベキモノ」について、金谷治氏は「他人とくに敵を屈服させるべきもの。以下の解釈は旧注とも陳氏『集説』とも異なり、宋の衛湜の『集説』に引く陳祥道の説によっている」と注記する。たしかに衛湜『礼記集説』をひもとくと、

長樂陳氏曰、古者介冑、有不可犯之色。介者不拜、蓋介者所以服人、拜者所以服於人、服人者無所服於人、故不拜焉。不拜而周礼謂之肅拜、是亦不拜之拜也【注60】。

と見え、「人ヲ服スベキモノ也」「人ヲ服スベキモノハ人ニハ服スマジキ義也」はそれぞれ「蓋介者所以服人」「服人者無所服於人」に該当し、どうやら惺窩はこれに依拠したとおぼしい。

『礼記』の新注といえは陳澧『礼記集説』に重きが置かれてきたが、十五世紀から十七世紀初頭にいたるまで、一条兼良を筆頭に衛湜『礼記集説』の参看もなされていたようである。兼良の衛湜『礼記集説』への依拠は、あるいは室町期の新注受容にあつたな切り口をもたらしているのではないか。

5 おわりに

嘉吉三年（一四四三）十二月、禁闕の変で紛失した天皇の笏の新調にあたり、その仕様に関する諸問が一条兼良に下された。兼良の答申「笏ハ忽也、忽亡ニ備ル儀也」は「唐之法」すなわち『礼記』によるといながら、その経文および注疏では確認がとれず、ひとつの疑問であつた。この一文は朱子の「笏者、忽也、所以備忽忘也」をふまえたもので、『朱子語類』と衛湜『礼記集説』に収載される。いずれかの書物に

兼良は依拠したわけだが、「唐之法」すなわち『礼記』によつた整合性にくわえ、かれ自身がものした『日本書紀纂疏』や『勸修念仏記』にも『礼記集説』を参看したとおぼしい痕跡の認められるところから、同書のほうが適當だろう。この書は文明から長享への改元時に、また藤原惺窩によつても参看されたらしく、十五世紀から十七世紀初頭までの通行が確認できる。同時代人に最大の儒者とまで評された兼良の影響力を考えれば、かれが衛湜『礼記集説』中の朱子説に依拠したということは、陳澧の『礼記集説』が中心にすえられた従来の室町期の新注受容を別な角度から照射しうるのではないか。

本稿は一条兼良の有職故実ならびに経学的一端をあつかつたにすぎず、その学問の全体にまでは目が及んでいない。兼良の学問といえは、神・儒・仏の相即する三教一致論が説かれて久しいが【注61】、必ずしも彼独自のものではなく、主として禅林間における共通認識というべきもので、その淵源は宋朝・元朝に求められる【注62】。兼良の経学、なかんずく宋学もまた同様で、たとえば朱注の末疏類への依拠は元来禅林に負うところが大きい。しかしながら、本稿で取りあげた「笏ハ忽也、忽亡ニ備ル儀也」はあきらかに有職故実の範疇に属するもので、ここにあるいは禅林とは趣を異にする兼良の朱子説受容が認められるのかもしれない。

また「笏ハ忽也」のくだりは朱子説を援用しつつ、その『江次第』談義等では兼良の言説という様相をも帯び、両者の確たる判別がつけがたくなっている。徳満澄雄氏の言のごとく【注63】、自他をへだてぬこの時代特有の学説の在りようについても考察すべきである。いずれにせよ、上記二点は問題が大きく本稿の手に余るゆえ、今後の課題とするしかない。

注1 『統史料大成』。以下『康富記』の引用はこれによる。

注2 『看聞日記』（『続群書類従』補遺二）嘉吉三年（一四四三）九月二十三日条。『康富記』・『師郷記』（『史料纂集』）・『齋藤基恒日記』（『統史料大成』）同日条、『大乗院日記目録』（三教書院）同月二十四日条にも関連記事がうかがえる。事件の経過および全体像につ

いては、森茂暁『闇の歴史、後南朝 後醍醐流の抵抗と終焉』（角川書店、一九九七年）を参照。

注3 『礼記正義』卷二十九（『十三経注疏 附校勘記』下冊、中華書局影印、一九八〇年）一四七五頁。

注4 同前「玉藻」篇、一四八〇頁。

注5 同前「玉藻」篇、一四七五頁。

注6 『江次第桃花御談義』卷第一（国会図書館古典籍資料室蔵、八四八—一七六）。

注7 『兼頭卿曆記』（国立歴史民俗博物館蔵、H一六三—八二九）文明十年（一四七八）六月五日条、『兼頭卿記』（同前、H一六三—五九三—五九四）同年八月十三日、九月十一日条、『長興宿禰記』（『史料纂集』、『改定史籍集覧』第二四冊）文明十二年（一四八〇）十月三日条などに兼良の『江次第』談義の開催がうかがえる。なお『江次第桃花御談義』中「殊當時八月十二日也」（卷第一「元日宴会」と、当代の天皇の忌月が文明二年（一四七〇）十二月二十七日に没した後花園上皇に該当するところから成立時期が判明する。詳細は別稿にゆずりたい。

注8 『江次第鈔』第一（『続々群書類従』第六）奥書には執筆の次第、また『建内記』（『大日本古記録』）同年二月二日条には『江次第』談義の記事が見られる。

注9 同前、六一八頁。国会図書館古典籍資料室蔵（二三三—一八〇）、内閣文庫蔵（二一八—〇〇三八、一四四—〇三三七）の他本とも対照したかぎり、本文上の異同はなかった。

注10 徳満澄雄「花鳥余情における『今案』説について—花鳥余情の成立事情—」（『北九州工業高等専門学校研究報告』第六号、一九七三年）。氏のしめしていない用例だが、たとえば康和二年（一一〇〇）六月二日付、卜部兼良証文では「而兼良荷伝祖父之問文、専致灵龜之占兆、更非今案、已以旧跡也」（『朝野群載』、『新訂増補国史大系』一四二頁）と「今案」と「旧跡」を対照させている。

注11 『四書或問』卷十五「論語」十、「笏則止、用以指画記事而已」と若干の異同が存する（『景印文淵閣四庫全書』第一九七冊、上海古籍出版社）。

注12 『朱子語類』卷九十一、礼八「雜儀」（中華書局、一九九四年）二二三—〇頁。

注13 『論語集註章句纂釈』卷之五「郷党」第十（内閣文庫蔵、別〇四九—〇〇一）。程復心自身については、宮紀子「程復心『四書章句』出版始末—大元ウルス治下における江南文人の保挙—」（『内陸アジア言語の研究』十六号、二〇〇一年）を参照。

注14 『史記抄』（『抄物史料集成』第一巻、清文堂出版株式会社、一九七二年）五二二頁。桃源瑞仙の事跡は、今泉淑夫「桃源瑞仙年譜稿（一）（二）（三）」（『東京大学史料編纂所報』第一九—二二号、一九八五—八七年）、同「桃源瑞仙に関する新史料」（『日本歴史』第四七五号、一九八七年）を参照。

注15 阿部隆一「本邦中世に於ける大学中庸の講誦伝流について—学庸の古鈔本並に邦人撰述注釈書より見たる—」（『斯道文庫論集』第一輯、一九六二年）。住吉朋彦「室町時代に於ける『事文類聚』享受の位相」（『和漢比較文学』第十一号、一九九三年）、『日本書紀纂疏—宋学受容の一面—』（『国文学 解釈と鑑賞』第六四卷三号、一九九九年）、『四書童子訓』の経学とその淵源」（『中世文学』第三十九号、一九九四年）、『四書童子訓』翻印並に解題」（『日本漢学研究』第三号、二〇〇一年）、『清家の講説と『四書童子訓』』（『野鶴群芳 古代中世国文学論集』笠間書院、二〇〇二年）。

注16 注12『朱子語類』卷第八十七、礼四「小載礼」、二二四六頁。

注17 『礼記集説』卷七十四（『景印文淵閣四庫全書』第一一八冊、上海古籍出版社）。

注18 『日本書紀纂疏』卷第二（『天理圖書館善本叢書』和書之部、第二十七卷）五四頁。以下同書の引用はこれによるが、国民精神文化研究所刊行のものとも本文の対照をおこなった。

注19 注12『朱子語類』卷九十四「周子之書」、二三七〇頁。

注20 『太平御覽』卷二（中華書局、一九六〇年）九頁。

注21 注15、住吉朋彦「日本書紀纂疏—宋学受容の一面—」。

注22 『宋史』卷四百三十四、「列伝」第一百九十三（中華書局、一九七七年）一二八八〇頁。

注23 『尺素往来』（『群書類従』第九輯、文筆部・消息部）五一〇頁。同書が兼良の著作である蓋然性が高いのは、拙稿「『尺素往来』作者考」（季刊『くんしよ』三四、一九九六年）で述べたことがある。

注24 注18『日本書紀纂疏』卷第二、五三頁。

- 注25 注3『礼記正義』卷二十八、一四七一頁。
- 注26 『困学紀聞』卷五「儀礼」（『景印文淵閣四庫全書』第八五四冊）。
- 注27 『臥雲日件録抜尤』（『大日本古記録』）寛正五年（一四六四）八月表紙書入。
- 注28 同前、文安四年（一四四七）二月十二日条、寛正元年（一四六〇）閏九月二十五日条など。
- 注29 『礼記集説』卷二（『景印文淵閣四庫全書』第一七冊、上海古籍出版社）。
- 注30 注18『日本書紀纂疏』卷第二、五〇頁。
- 注31 注20『太平御覽』卷二、九頁。
- 注32 『緯略』卷八「天字」（『景印文淵閣四庫全書』第八五二冊、上海古籍出版社）。
- 注33 『礼記集説』卷一五八（『景印文淵閣四庫全書』第一二〇冊、上海古籍出版社）。
- 注34 『碧山日録』（増補続史料大成）寛正四年（一四六三）正月二十三日条、『大乘院寺社雜事記』（同）同年二月三日・四月六日条。
- 注35 『勸修念仏記』（『国文東方仏教叢書』第二輯、法語部上、東方書院、一九三一年）四二六頁。
- 注36 『礼記正義』卷三（『十三經注疏 附校勘記』上冊、中華書局影印、一九八〇年）一二五〇頁。
- 注37 同前、一二五〇頁。
- 注38 同前、一二五〇頁。
- 注39 同前『礼記正義』卷七、一二八四頁。
- 注40 『礼記集説』卷八（『景印文淵閣四庫全書』第一一七冊、上海古籍出版社）。
- 注41 『礼記集説』卷十七（『景印文淵閣四庫全書』第一一七冊、上海古籍出版社）。
- 注42 注36『礼記正義』卷七、一二八五頁。
- 注43 注36『礼記正義』卷四、一二五八頁。
- 注44 注36『礼記正義』卷七、一二八四頁。
- 注45 『儀礼注疏』卷二十七（注36『十三經注疏 附校勘記』一〇九四頁、注46『百家註柳先生集』卷四「議弁」（『景印文淵閣四庫全書』第一〇七七冊、上海古籍出版社）。
- 注47 『百衲輿』（『大日本史料』第八編之二十九）三七頁。
- 注48 『康富記』嘉吉四年（一四四四）正月二十九日条。
- 注49 『十輪院内府記』（『史料纂集』）文明十一年（一四七九）七月六日条。
- 注50 『康富記』文安元年（一四四四）十月二十八・二十九日条、享徳四年（一四五五）二月二十七日条。
- 注51 注14『史記抄』六四五頁。
- 注52 同前、二二七頁。
- 注53 芳賀幸四郎『東山文化の研究』（河出書房、一九四五年）二九九・三〇一頁。和島芳男『日本宋学史の研究 増補版』（吉川弘文館、一九八八年）一九五・二〇九頁、同『中世の儒学』（吉川弘文館、一九九六年）一七四頁。
- 注54 注14『史記抄』五二二頁。
- 注55 注53、芳賀幸四郎『東山文化の研究』三五・三八頁、和島芳男『日本宋学史の研究』四一五・四一九頁。なお和島氏は陳澧を「陳鴻」と表記するが、何に依拠したものなのかは分からない。
- 注56 注7『長興宿禰記』。
- 注57 注3『礼記正義』卷五十九、一六七頁。
- 注58 『礼記集説』卷一四八（『景印文淵閣四庫全書』第一二〇冊、上海古籍出版社）。
- 注59 『寸鉄録』（『日本思想大系』二八、岩波書店、一九七五年）一七頁。
- 注60 『礼記集説』卷九（『景印文淵閣四庫全書』第一一七冊、上海古籍出版社）。
- 注61 足利衍述『鎌倉室町時代之儒教』（日本古典全集刊行会、一九三二年）五四五・五四九頁。
- 注62 芳賀幸四郎『中世禅林の学問および文学に関する研究』（思文閣出版、一九八一年、初版一九五六年）二二一・二四四頁。ただし、もととは道・儒・仏の一致である。
- 注63 注10、徳満澄雄「花鳥余情における「今案」説について—花鳥余情の成立事情—」。

